

2. 図書館施設の充実と利用促進



【4年後のめざす姿】

- 諏訪地域6市町村、長野県内及び北杜市の図書館による図書資料の相互貸借し、利用者が求める情報提供の充実を図ります。
- 読書ボランティアグループ、子ども読書ボランティアグループの育成を図り、住民が図書館運営に参画し、子どもが子どもを育てる体制づくりを目指しています。
- 特色ある図書館運営に努め、利用者の知識欲を満たす雑誌等を重点的に収集するよう努めます。
- 小中学校との連携を図りながら、資料の購入調整、有効利用及び読書推進を図ります。
- 施設整備により多様な蔵書を収蔵するとともに、居場所としての閲覧席を整備します。
- 生涯学習施設として学習成果を発揮できる機会を創出するとともに、地域産業の発展を支援し、人づくり・地域づくりに努めます。

【現状と課題】

- 令和元年度長野県公共図書館概況によると、原村図書館の個人貸出冊数は120,660冊で、人口一人当たりの貸出冊数は14.8冊となり県下で第3位となっています。また、諏訪広域公共図書館情報ネットワークを通じ、年度内に10,400点以上を借受け、資料の有効利用と利用者の利便性が図られています。
- 図書館は資料収集、情報提供の場の他に生涯学習施設としての役目を持っており、学んだ知識を実践するきっかけづくりとして、「米粉のベーカリー」やこめっこクラブが作成した「米粉のレシピ集」を貸し出し、米の消費・普及に貢献しています。
- 原村図書館ではボランティアグループのおはなし会を月1回の割合で開き、特に子ども読書ボランティアの育成に力を注いでいます。
- 原村図書館は閲覧席が少ないため、地域資料等も館外貸し出しを行っていますが、冷暖房設備もあり、居場所としての利用要望が多く、閲覧場所の確保が課題となっています。
- 近年、若者の読書離れや活字離れが問題となっています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①図書館の施設・環境の整備 (幅広い資料の収集、ネットワークの充実、居心地の良い環境づくり)	・廃棄基準に基づき適切・有効な資料廃棄を行なうとともに、地域資料及び幅広い資料の収集に努めます。
②諏訪広域図書館情報ネットワークシステムの充実及び定住自立圏との連携	・諏訪広域図書館情報ネットワーク及び定住自立圏の北杜市との連携を深め、資料の有効利用と利用者の利便性の向上を図ります。
③国立国会図書館及び県立図書館を利用した読書機会の充実	・国立国会図書館等のデータ配信を積極的に取り入れ、幅広い情報提供を行います。
④図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意向調査やレファレンス※による相談体制を充実し、読書に親しむ機会を増やします。 ・朗読CDなどを活用し、高齢者、障がい者への情報発信を進めます。 ・おはなし会等の開催や特色ある図書の充実を図ります。 ・知識を実践できる機会を創設し、問題解決型の施設運営に取り組めます。 ・産業支援を目的に図書資料の収集、活用を行います。 ・年齢に合わせたおすすめ本リストを作成し、読書に対する興味関心を高めます。
⑤ボランティアグループとの協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループとの協働で、おはなし会、クリスマス会、図書館まつりなどを行います。 ・第3次子ども読書活動推進計画に基づき、子ども読書ボランティアの育成を図り、子どもが子どもを育てる体制を整備します。
⑥図書館利用のPR活動	・第3日曜日は「家庭で読書の日」の推進など、図書館利用のPR活動を行い、図書館資料の利用促進を図ります。

【用語の説明】

※ レファレンス…照会すること。図書館利用者からの情報提供依頼に対して、図書館が情報提供・資料検索・回答することにより利用者を助けること。(レファレンスサービス)

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値(令和6年)
住民一人当たり年間貸出数	14.8冊	15.3冊

3. 村づくりを担う人材の育成

【4年後のめざす姿】

●学習成果を生かせる人材の育成

自らが学びによって得た成果を社会に還元していくことも生涯学習の重要な役割です。

社会教育で学んだ成果を生かしつつ、各分野において能力、特技を持っている方の発掘を行い、既存の社会教育等の指導者も含め、ボランティアの精神をもって学校教育や地域づくりの学びの場で指導者的活動ができる人材の確保に努めます。

また、様々な学習活動への企画調整を行うコーディネート機能を確立する取組みを図ります。

【現状と課題】

今日の急激な社会の変化と発展に対応するため、青少年期の学校教育による学びだけではなく、人間の生涯のあらゆる機会にわたり、様々な機関で行われる学習活動を生涯学習としてとらえ、その成果が村づくりを担う人材の育成につながる事が理想です。

【具体的な施策】

取組み	内容
①各分野での特技・能力を持った人材の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の取組みを実施します。 ・人材の発掘と人材バンクの構築に努めます。
②優れた人材の村づくりへの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校をはじめとする各種機関との連携を図り、優れた人材が村づくりに参画できる機会の提供に努めます。
③住民の要望に応じたコーディネート機能の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上と、コーディネーター的機能を果たせるような人材の発掘と養成に努めます。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
生涯学習指導ボランティア登録者数	0人	5人

4. 社会教育関係団体の支援・育成・施設の活用



【4年後のめざす姿】

- 各種団体の地域での活動や社会参加の促進、文化協会の育成を図り、学習資料や学習情報の提供を行うとともに、住民、地域と協働し学習環境の向上に努めます。
- 中央公民館の講座等から受講者による公民館利用登録団体の立ち上げを図り、自主グループとしての活動が活発になるよう後継者育成も含め支援を行います。

【現状と課題】

生涯学習活動の活性化には、自主活動で運営するグループ・サークルが非常に大きな役割を果たします。中央公民館には、72の社会教育活動を行う利用登録団体があり、年間の登録団体利用者数は、8,500人（令和元年度）となっています。また、地区の公民館を利用して活動している団体もあります。

近年高齢化による後継者不足や、集団学習離れなどから会員数は減少傾向にあります。

また、文化協会、女性団体連絡協議会、子ども会・子ども会育成会等の社会教育関係団体も公民館等を活用して活動しています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①学習場所の提供や学習資料・学習情報の提供	・学習活動の拠点として中央公民館の利用促進を図ります。学習資料や学習情報を収集し、各種団体等への支援として情報提供できるよう努めます。
②地域活動・社会参加の促進	・各種グループやサークルがボランティアなどで地域活動に積極的に参加するよう支援し、社会参加を促進します。
③地区館・分館活動の活性化	・分館活動への支援を行い、活性化を図ります。
④文化協会の育成・支援	・自主事業の開催、補助金の交付等を行い継続して支援を行います。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
公民館利用登録団体数	72 団体	77 団体



【4年後のめざす姿】

- 中央公民館建物の延命と利用者のニーズに対応した安全で利用しやすい施設づくりを行います。
- 各地区公民館分館等の安全面と利便性を考慮した施設づくりを支援します。

【現状と課題】

- 村内には公民館をはじめ、体育・スポーツ施設、図書館、博物館類似施設等社会教育の施設が整備されています。施設ごと、経年劣化による老朽化対策、防災対策等の維持補修を随時実施してきています。
- 本村の社会教育の中心的役割を担う中央公民館は年間延べ30,000人余りの利用がありますが、建築後40年以上経過し、老朽化とともに利用者のニーズに十分対応できない建物、設備となりつつあります。また、各地区の公民館分館等も老朽化対策、防災対策等を含め施設の充実が望まれる個所もあります。

【具体的な施策】

取組み	内容
①中央公民館の改修や維持補修による利便性の向上	・計画的な維持補修、設備、備品等の更新により利用者のニーズに対応し、利便性の向上を図ります。
②公民館分館等の施設整備に対する支援	・引き続き公民館分館等の施設整備について補助事業による支援を行います。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
中央公民館の年間利用者数	30,000人	31,000人

6. 家庭教育の充実

【4年後のめざす姿】

- 家庭教育は家族が子どもに対して行う教育で、子育ての基本であり原点です。子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断を身に着けることは家庭教育の重要な役割です。これらの家庭教育の機能を回復させるため、子どもを取り巻くあらゆる機関が連携と統一的な意識をもって家庭教育の充実をめざします。

【現状と課題】

家庭教育の充実のため、中央公民館では就園前の親子を対象とした乳幼児家庭教育学級「子育て広場あひるクラブ」を開催し、家庭教育の原点である親子のきずなを深める教育を実施しています。また、少年期を対象とした、小中学校のPTAとの連携による講演会や、家庭教育の啓発ちらしなどの活用による家庭教育への支援を行っています。

●社会状況の変化

核家族と、少子高齢化により家庭での教育力の低下が懸念されています。育児に関する情報不足による弊害や、少子化による過保護と過干渉、ネット依存、虐待、DV等家庭を取り巻く環境は家庭教育にとって厳しいものとなっています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①学習機会の提供	・引き続き乳幼児家庭教育学級「子育て広場あひるクラブ」の開催や小中学校、健康、福祉分野との連携による学習機会の提供に努めます。
②情報提供による啓発活動の推進	・家庭教育の中心となる「人づくり」に親が自信を持って取り組めるよう、関係機関と連携して情報提供を行い重要性の啓発に取り組めます。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
家庭教育学級・講演会の年間開催数	18回	20回

7. 地域に育つ子どもたち



【4年後のめざす姿】

- 家庭や地域社会の教育機能を回復することにより、青少年に関係するあらゆる機関や高齢者・大人が連携をとり、青少年を見守り育てる地域社会を目指します。
- 青少年が地域社会において様々な人々とふれあう機会が持てるよう、体験型の学習活動を活用します。
- 関係機関の連携のもと青少年の非行を生まない地域づくりを図ります。

【現状と課題】

●青少年を取り巻く社会的環境の変化

未来を担う青少年が豊かな社会性と優れた創造性を培い、地域において健やかに成長していくことは誰もが願うことです。しかしながら、社会の変化とともに青少年を取り巻く環境は、悪い方向に影響を受けやすく、犯罪の低年齢化、いじめや暴力、ネット社会を介した事件や事故の増加、子どもの安全・安心の低下等に起因する青少年の問題は深刻な状況となっています。

これら青少年を取り巻く社会的環境の変化がもたらす様々な問題を解決するためには、地域全体で子どもたちを見守り、育てていくことが必要です。

【具体的な施策】

取組み	内容
①地域ぐるみの地区子ども会育成活動の活性化	・地区の子ども会活動の更なる活性化について地区の伝統行事等を活用して取り組めるよう、事業活動への指導や助言援助を行います。
②安全安心な子どもの居場所や環境づくり	・身近な地域において子どもの安全、安心が確立できるよう、高齢者・大人との交流機会の充実を図ります。
③各種機関の連携による体験型学習の充実	・中央公民館の小学生を対象とした「ジュニア教室」などを中心に学校・家庭・地域との連携による体験型学習の機会の充実を図ります。
④青少年の住みやすい健全な環境を守るための啓発活動	・青少年健全育成協議会、学校PTAなどの各種機関の連携により村内パトロール、非行防止の啓発活動を引き続き実施します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
連携による体験型学習年間開催数	16回	17回

1. 学校施設の整備充実

【4年後のめざす姿】

- 学校施設は老朽化が進んでいるが、適時適切な改修・維持管理に努め児童・生徒が安全・安心して楽しく快適に学べる施設・環境整備に努めます。
- 空き教室の有効活用等を図り、児童・生徒にとって必要な図書や教材、教具等の計画的な教育環境の整備充実を図ります。

【現状と課題】

- 本村の児童・生徒数は、徐々に減少し、小学生は平成10年の527人が平成20年に420人まで減少し、その後は増減を繰り返し令和2年には411人となっています。今後も微増減を繰り返しながら減少していくと予想され、学級数についても令和6年度から全学年が2学級となっていくと思われます。
- 小中学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であることから、施設の環境を整えることが必要です。

【具体的な施策】

取組み	内容
①小・中学校校舎の長寿命化のための維持・改修工事	・校舎の維持・改修工事を計画的に進め、長寿命化に努めます。
②小・中学校環境整備	・学習環境の向上対策として、照明のLED化、エアコン導入を図ります。 ・木の剪定や除草等、中学校周辺の環境整備に努めます。
③中学校プール跡地利用の検討	・プールの老朽化により小学校プールを共用することになったため、施設の除却と跡地利用について検討します。
④小・中学校のICT環境の整備、図書や教材、教具等の整備充実	・教育環境のICT化を進め、デジタル教科書等の必要な図書や教材、教具等の整備を計画的に進めます。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
中学校プールの除却及び跡地利用の検討	中学校プール廃止決定 (R1)	利用方法の決定

(2-2-2)

2. 教育内容・方法の改善充実（重点施策）



【4年後のめざす姿】

- 共通の子ども観に立ち、子どもの可能性を引き出す環境づくりを推進し、生きて働く知識・技能を習得し、未知なることにも思考・判断・表現して向き合い、よりよい生き方を探究し続ける子どもの育成を図ります。
- 全教育活動を通して、道徳・人権教育、特別支援教育、ICT教育等の充実を図り、将来を担う人間性豊かな人材育成を目指します。
- 幼児段階から外国語に親しむ環境を整備し、国際交流の場を継続しながら、日本のみならず国際社会で広く活躍できる人材の育成を目指します。
- 「ふるさと原村」の文化・伝統・くらし等を深く学び、よりよくしていこうとする資質を育む教育を通じて、子どもたちの郷土愛を深めます。

【現状と課題】

- 子ども観を揃えた幼保小連携・小中一貫教育を推進し、予測困難な社会を生き抜く力の育成に努めています。また、保育・授業改善を加速させ、すべての子どもに遊びや学びを保障する教育環境の整備を図っています。
- 道徳・特別活動を通じて、幅広い物の見方や考え方を養い社会に適合できる人材の育成を図っています。また、小中学校の課外活動を通じて、個性豊かな子ども達の育成に努めています。
- 幼少期から「ふるさと原村」に対する愛着を養い、学齢期においては、総合的な学習の時間を中核として郷土愛を育み、本村の将来を担う世代を育てることに力を注いでいます。

【具体的な施策】

取組み	内容
①職員一人あたりの担当子ども数を少なくすることによるきめ細かな教育の推進	・保育所と小中学校への村独自の職員配置を継続し、すべての子どもに学習の機会を保障する環境づくりを進めます。
②外国語教育・国際理解教育の推進	・未就学児の外国語に接する機会を拡充し、外国語教育や国際理解教育の推進および充実を図ります。
③総合的な学習の時間・道徳・特別活動の支援	・生きる力や働く意識を育てる教育（キャリア教育）の充実を図ります。
④教職員の資質向上への支援	・幼保小中合同の職員研修会を開催し、教職員の資質の向上を図ります。
⑤幼保小連携・小中一貫教育の強化	・共通した子ども観と一貫した教育理念に基づいて、教科研究、交流事業等を実施します。
⑥ICT教育の推進	・一人1台のタブレットおよびWi-Fi環境を活用し、ICT教育を推進し、新しい学びを構築します。
⑦特別支援教育の充実	・成長に応じたきめ細かな学習指導の充実を図ります。
⑧地域学習「原村学」の推進	・原村に関する教養や誇りを高める学習カリキュラムの改善と実践を推進します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
小中学校の村費教職員の配置	中学校2人	小中学校3人

(2-2-3)



3. 地域社会との連携による教育の充実

【4年後のめざす姿】

- 学校・家庭・地域が連携し、心豊かな児童・生徒の育成が図られるよう、地域に開かれ信頼される学校づくりを目指します。
- 地域・家庭との連携を深め、地域体験学習等を通してふるさとを知り、郷土を理解し郷土を愛する教育の充実により、ふるさとに誇りと愛着の持てる子どもの育成を図ります。
- 児童生徒が充実感や自己有用感^{※1}を感じられる教育活動を展開し、自己肯定感^{※2}を高めることにより生きる力の育成を図ります。
- 地域との連携と協力により子どもが外で遊ぶ機会を増やします。
- 地元食材を使用した学校給食の食育活動を推進します。

【現状と課題】

- 学校・家庭・地域が連携し心豊かで健全な児童・生徒を育成し、ふるさとに誇りと愛着の持てる子どもを育て、若い人たちが本村へ帰ってくるような教育が求められています。特に、就学・就労や結婚等で地域外に出た若い人たちが本村に帰り積極的に活動する機会を与えることが、本村の持続可能な社会の維持のため重要な施策となっています。

【用語の説明】

- ※1 自己有用感… 自己の存在が周囲から認められている、必要とされていると受け止める感情。
- ※2 自己肯定感… 自らの価値や存在意義を肯定できる感情。

【具体的な施策】

取組み	内容
①学校評議員会・コミュニティー スクールの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会を開催し、学校への意見や要望を取りまとめ、学校運営に反映します。 ・コミュニティースクールの充実を図り、学校教育への支援体制を強化します。
②小中学校ホームページの更新、 学校便り・学級通信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の充実を検討します。
③地域公開参観週間の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校で実施し、地域に開かれた学校運営を進めます。
④地域人材の学校教育への活用 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材に関する情報を小中学校に提供します。
⑤あいさつ運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校で地域の協力を得ながら、あいさつ運動を展開します。
⑥放課後における子どもの自主 的活動への支援（放課後子ども 教室の充実）	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室を実施し、放課後の子どもの居場所の確保や自主的活動の支援を行います。
⑦地元食材提供団体と小中学校 の交流促進や地産地消事業の 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・原っ子食材の会から安全安心な地元食材を購入し、学校給食の地産地消を支援します。
⑧地域での体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域体験学習等を通じて、地域との連携を図りふるさとに誇りと愛着の持てる子どもを育成します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
自己有用感の充実 （全国学習状況調査等により）	61.3% （ R1 ）	70%



4. 幼保小連携・小中一貫教育における各教育機関との連携強化

【4年後のめざす姿】

- 幼保小連携・小中一貫教育を推進し、子どもの持つ無限の可能性を開花させるような環境づくりに取り組みます。
- 一人ひとりの児童・生徒に自立と社会参加を見据えた共生社会をめざす教育・保育を推進し、教育のユニバーサルデザインに基づくインクルーシブ教育システム（障がいのあるなしに関わらず、共に学ぶ教育）に基づいた多様で柔軟な連続性のある学びの場を用意し、個人に必要なとされる合理的配慮が提供されることを目指します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の具現に向け、質の高い教育の実践を図り、将来を担う人材育成を目指します。

【現状と課題】

- 環境の変化に適応できず「小1プロブレム^{*1}」「中1ギャップ^{*2}」と言われる問題に陥ることなく、スムーズに学校生活を送ることができるように、幼稚園・保育所・小学校・中学校間での連携を充実させる必要があります。
- 幼稚園・保育所の幼児教育については、互いの教育内容や日々の指導方法について理解することが幼児教育を充実させるうえで重要です。

【用語の説明】

- ※1 小1プロブレム… 小学1年生が入学後の落ち着かない状況が続き、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、先生の話を受けないなどの状態が長時間にわたって続くこと。
- ※2 中1ギャップ… 中学校進学後に、小学校とは違う環境や生活スタイルになじめず、悩みを抱えて不登校やいじめなどが起こってしまうこと。

【具体的な施策】

取組み	内容
①園児と児童・生徒の交流教育の推進	・行事や参観等を通じて子ども同士、職員同士の交流・連携を図ります。
②保育士や幼稚園教諭と学校教職員との連携や交流研修の推進	・幼稚園・保育所・小中学校の関係者で構成する「原村教育研究会」において研修や情報交換を行い、子どもたちの成長過程をお互いに理解し幼・保・小・中の連携を深めます。
③発達障害の啓発、児童生徒及びその家族への相談支援、学習支援の推進	・家庭児童相談員、家庭教育相談員、教育指導主事による相談体制の充実を図るとともに、個別支援計画等に基づく学習支援をします。
④保育所、小・中学校とこひつじ幼稚園、八ヶ岳中央農業実践大学校との交流促進	・小・中学校と、こひつじ幼稚園・原村保育所や八ヶ岳中央農業実践大学校との交流を促進します。
⑤不登校傾向児童・生徒の生活及び学習支援の充実	・幼保小中の連携・情報共有を密にすることで、不登校となる課題の解消に努めます。 ・様々な事情により、学校に行きにくい児童生徒を中間教室で受け入れ、生活及び学習の支援をします。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
「原村教育研究会」の開催数	年2回	年3回

(2-3-1)

第3項 芸術文化活動と地域文化の振興



1. 芸術・文化活動の充実

【4年後のめざす姿】

- 中央公民館事業、原村文化協会事業等を中心に文化・芸術活動の継続と活性化を図ります。
- 歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）は、より親しみやすく魅力ある施設を目指して周囲の自然と調和した整備を進めるとともに、村内外の芸術家等による特別展を行い、何度来ても楽しめる美術館を目指します。
- 生活様式の変化に伴い無くなりつつある、知恵の結集とも言える民俗資料を展示し、昭和30～40年代の農家の生活復元を進めている原村郷土館は、今後も資料の収集と保存活用を行っていきます。
- 年々関心が高まっている機織りの体験学習をより充実したものとし、住民参加による保存活用及び技術の伝承を図っていきます。

【現状と課題】

- 文化・芸術活動の継承は地域づくりにとって大切で、人々の情操を豊かにする意味からも重要なものです。現在本村では、公民館活動や原村文化協会加盟団体を中心に、活動が展開されています。11月には、文化祭・芸能フェスティバルを開催し、住民の文化、芸術活動の発表の場所として活用されています。
- 八ヶ岳自然文化園は、自然とふれあいをテーマに造られた多目的施設であり、星の観察、宇宙展、昆虫展等を行うとともに、多様な芸術文化活動の拠点として有効活用しています。
- 歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）には、国の史跡である阿久遺跡をはじめ、村内遺跡から出土した土器・石器、原村出身の故清水多嘉示氏（芸術院会員文化功労者顕彰）の彫刻と絵画、同じく原村出身の故津金雀仙氏（日展審査員・日展評議員）の書等を常設展示し、原村の文化を発信しています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①住民の文化・芸術活動等の発表機会と場所の充実	・文化祭・芸能フェスティバルなど発表機会の充実と作品展示の場所として公共施設等を有効に利用し、発表の機会を増やします。
②各種団体の自発的な活動推進	・引き続き、各種団体の自発的な活動推進のため、公民館等が中心となり、学習情報と場所の提供に努めます。
③八ヶ岳自然文化園及び歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）における文化・芸術の活性化と集客の促進	・魅力ある企画・イベント等の事業展開を図り、文化・芸術の活性化と施設の集客を図ります。
④原村郷土館における民俗資料の収集展示と体験施設としての確立	・原村郷土館における、民俗資料の収集展示と、機織りのみならず文化の体験施設としての充実を図ります。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
機織り体験の年間体験者数	200人	250人



2. 遺跡の保存・整備と活用

【4年後のめざす姿】

- 原村埋蔵文化財収蔵庫に保管している膨大な資料は、縄文時代を研究するうえで極めて貴重なものであり、整理を進め公開を図っていきます。
- 国史跡指定の阿久遺跡は、当時の自然環境（雑木林）の復元を継続するとともに、阿久遺跡の内容を示す環状集石群や立石・列石等を中心とする復元を行い、また、四季折々の草木の植栽により誰もが気軽に立寄ることができる史跡公園として再生を図ります。
- 村史跡指定の臥竜遺跡には縄文時代の復元住居があり、学習の場や憩いの場として支障がないよう環境整備を行います。

【現状と課題】

八ヶ岳西麓に展開する本村は、98の遺跡が分布し、縄文の故郷や遺跡の宝庫といわれています。多くの遺跡は、記録保存を目的とした緊急発掘調査を実施し、極めて膨大な土器・石器をはじめとする資料が発見されています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①原村埋蔵文化財収蔵庫の公開	・収蔵庫内部の整理を進め、申し込みに応じて随時公開します。
②阿久遺跡における針葉樹の伐採と公園化の推進	・史跡保存活用計画及び史跡整備基本計画の策定を進め、史跡公園としての整備を推進します。 ・間伐等を継続し、併せて周辺の公有地化を図ります。
③「八ヶ岳縄文遺跡ベルト地帯」の発信	・八ヶ岳観光圏や近隣市町村の関係施設と連携して「八ヶ岳縄文遺跡ベルト地帯」の発信を図ります。
④地域の特色ある埋蔵文化財発信	・役場、小中学校に村内から出土した土器や石器などを展示し、住民へ情報を発信します。 ・県宝指定土器である「火の女神 フューちゃん」のキャラクター化、グッズ開発などを進め、積極的な活用により、原村の遺跡をアピールします。 ・柏木に移転した原村文化財整理室で土器等の整理を積極的に進め、阿久遺跡を中心に村の遺跡を紹介する展示室や体験学習等を行い、村の埋蔵文化財を広く公開・活用します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
阿久遺跡間伐整備面積	2,721.2 m ² (H30 買上面積)	2,984 m ²

3. 文化財の保存と活用



【4年後のめざす姿】

- 指定文化財のほか、鍔絵（コテエ）、裂織りなど農村に残る貴重な文化財を住民と一緒に保護・活用していきます。
- 「信玄の棒道」は、ロマンあふれる中世の歴史の道としての遊歩道整備を図ります。
- 指定文化財をはじめ、道祖神等石造文化財めぐりや鍔絵めぐりを実施します。
- 知恵の結集とも言える民俗資料を展示している原村郷土館や民俗資料展示室は、今後も収集と保存を行い、より充実したものにしていきます。
- 「ハッ手機織り保存会」による機織りのところを伝える「裂織りの里 原村」の伝統を郷土の誇りとして、原村郷土館では住民参加による保存活用を図っていきます。
また様々なイベントを通じて、より多くの人々に本村の伝統の素晴らしさに触れてもらいます。

【現状と課題】

- 文化財は、人々が長い歴史のなかで築いてきた、尊い遺産です。原村には国が指定する史跡1、天然記念物3、県が指定する県宝1、無形民俗文化財1、天然記念物3、村が指定する史跡4、天然記念物4、有形文化財3、有形民俗文化財1、無形民俗文化財2が点在します。
- 村指定無形民俗文化財であるエーヨー節とコチャかまやせの節は、生活様式の急激な変化により伝承することが難しくなっていますが、各種文化団体や子どもたちの協力を得ながら、後世に伝える努力が必要です。
- 本村は平成27年10月に「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。地域資源として登録された鍔絵をはじめとする村に残る各種の文化財を保護・活用していくことが必要です。

【具体的な施策】

取組み	内容
①村指定無形民俗文化財エーヨー節及びコチャかまやせの節の伝承	・伝承に係る後継者の育成を推進します。
②指定文化財をはじめ、道祖神等石造文化財に対する意識の高揚	・道祖神等の石造文化財実態調査の結果を公民館報等で公表し、保護活動への住民の意識高揚を図ります。
③民俗資料の収集・保存	・養蚕・家内製糸及び農耕器具等、民俗資料の収集整理を行い、公開できる機会と場所の拡充を図ります。
④機織りのところを伝える「裂織りの里 原村」のイメージを高め、住民参加による保存活用	・機織り体験ができる機会の充実と後継者の育成を図ります。
⑤原村の鍔絵の保護と活用	・鍔絵の保護を図り広く紹介することで、長い時間をかけて作り上げてきた街並みの良さを発信し、地域の活性化を推進します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
郷土館・民俗資料展示室年間入館者数	1,297 人	1,400 人

(2-4-1)

第4項 スポーツ・レクリエーション交流の推進

(S-A-S)

1. 社会体育施設の充実

【4年後のめざす姿】

- 利用者のニーズに対応した利用しやすい施設として、維持・管理を行っていきます。
- 社会体育館を含めた社会体育施設の利便性の向上を基本としたうえで、維持補修を行い効率的な管理運営を進めます。

【現状と課題】

- 村内には、社会体育館をはじめ、弓振農村広場・御山マレットゴルフ場・テニス場等の社会体育施設が整備されており、施設の維持補修は、随時実施してきました。
- 社会体育館の定期的利用者は、利用者会議により予約を行い、その後に、一般利用者やスポーツ合宿の予約も可能とし、有効利用とスムーズな運営をしています。
- スポーツ人口の拡大に伴い社会体育館が使えないときには、利用者の要望に応じ小中学校の学校施設の開放を行っています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①体育施設の改修や維持補修による利便性の向上	・古い器具等の入れ替え、また、計画的な維持補修により、利便性の向上を図ります。
②屋外施設の整備と管理によるサービスの向上	・利用者の増加を図るために、効率的な管理運営とサービス向上に努めます。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
弓振農村広場を活用した各種スポーツ大会の開催	3件	4件

(2-4-2)

2. 公園や広場の有効活用



【4年後のめざす姿】

- 地域住民が求めている公園や広場の整備を推進します。
- 各地区の公園や広場を地域の人々の交流の場、子どもからお年寄りまで楽しめる場として活用促進します。また生涯学習、スポーツ振興等と連携した場として活用を図ります。
- 広報誌やホームページなどを通じて活用促進をPRするとともに、地区と協力して住民ニーズ意向調査を行い、有効利用を推進します。

【現状と課題】

- 総合計画アンケート調査によると、子どもの遊び場を求める声がある一方で、各地区に整備された公園や広場等が実際には十分に利用されていない実情があります。

【具体的な施策】

取組み	内容
①公園や広場の整備	・補助金や助成金を活用して、地域が望む公園や広場を整備します。
②広報による公園や広場の利用促進	・身近な公園や広場を活用してもらうため、広報誌やホームページで紹介します。
③生涯学習活動やスポーツ振興との連携による活用促進	・生涯学習活動、スポーツ振興等と連携した、公園、広場の積極的な活用を図ります。
④管理の仕組みづくりと安全管理の推進	・地域コミュニティの場とする公園・広場の安全管理や住民参加による管理の仕組みづくりに取り組みます。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
既存施設も含めた公園整備の検討	—	検討

3. 生涯スポーツの普及

【4年後のめざす姿】

- 各種スポーツ団体の大会・競技会等を支援し、生涯スポーツの一層の発展を図ります。
- 生涯スポーツをより一層充実するために更なる普及を行い、各団体等の日常活動と大会・競技の支援を図ります。
- 健康増進のため、参加していない人がスポーツ活動へ参加できるよう、気軽にできるニュースポーツの普及に努めるとともに、住民が楽しめる種目の検討も行います。

【現状と課題】

- 本村では10種目の専門部からなる原村スポーツ協会やスポーツ推進委員会を中心に、スポーツ振興を図っています。また、30余の団体やクラブがありスポーツが盛んに行われています。
- スポーツ活動を振興するためには、生涯にわたってスポーツ活動を続けることができる環境が重要です。
- スポーツに関心を持っている人の多くがすでに活動しており、将来さらに参加率を高めるためには、ためらっている層の方々が参加するよう促進していく必要があります。
- スポーツ交流としては、村民スポーツ祭、穂屋祭体育大会等多種多様なスポーツイベントが開催されています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①スポーツイベントや気軽にできるスポーツ教室等の開催	・住民のニーズに応じたスポーツイベントやスポーツ教室等を開催します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
社会体育館主催のスポーツイベント・教室数	27事業	33事業

(2-4-4)

4. 社会体育団体・グループ等の育成



【4年後のめざす姿】

- 原村スポーツ協会の自立のため、組織強化を支援し、協力します。
- スポーツ推進委員を中心に、ニュースポーツの普及やスポーツ行事への支援を図ります。
- スポーツ登録団体の活動を支援します。

【現状と課題】

- 原村スポーツ協会やスポーツ推進委員は、体育振興、スポーツ普及のための活動を行っています。
- 30余の団体やクラブが、個々に運営を行っています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①スポーツ協会、スポーツ推進委員やスポーツ登録団体等の組織強化	・スポーツ協会専門部・スポーツ推進委員・スポーツ登録団体の活動を支援し、組織強化を図ります。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
スポーツ登録団体登録数	31 団体	40 団体

(2-5-1)

第5項 交流による地域づくり

1. 地域間交流・国際交流の推進

【4年後のめざす姿】

- 地域間交流を活発化し、産業・教育・スポーツなど、多様な交流の中から地域づくりや文化を学び、本村の活性化を推進します。
- 国際交流を通じて、住民相互の交流を推進し、教育はもとより産業など多くの分野で交流を深めていきます。
- 国際交流を目的とする団体と連携し、外国人との交流を推進し、国際感覚を養える地域社会の形成を目指します。

【現状と課題】

- 地域間交流や国際交流は、自分の住む地域に対する理解及び村への愛着を深めるとともに、地域の活性化や人材育成に大きな役割を果たしています。
- 静岡県戸田村との相互友好都市は、沼津市と合併したことにより解消となりましたが、戸田地区との交流は現在も継続しています。
- 国際交流では、ニュージーランド プケコへの相互友好都市を締結して交流しています。
- 学校間のホームステイや観光交流等一部の住民、組織によるものとなっており、より多くの住民や分野で交流を深めていくことが必要となっています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①沼津市戸田地区との交流	・沼津市戸田地区との交流を継続します。
②地域間交流の検討	・産業や教育を含む幅広い交流ができる地域を検討します。
③原村人づくり事業を活用した村内産業の発展と国際感覚豊かな人材の育成	・住民の視察研修、中学生の海外ホームステイ、ニュージーランド プケコへの国際交流等を通じて国際感覚豊かな人材の育成を推進します。 ・ニュージーランドプケコへの交流の方法として、新たな取り組みを実施していきます。
④外国人への支援体制の構築	・関係機関と連携を図り、支援体制の構築を検討します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
村民保養施設利用奨励補助金の利用促進	14件 (延51人)	20件 (延80人)
原村人づくり事業補助金（一般）の活用件数	1件/年	3件/年

(2-6-1)

第6項 男女共同参画の社会づくり

1. 男女共同参画推進体制の整備



【4年後のめざす姿】

- 地域や職場、学校、家庭等あらゆる機会を通じ、意識啓発に取り組み、学習を行い、情報提供を積極的に取り組むとともに、女性が安心して働ける環境の整備を進めます。

【現状と課題】

- 私たちの意識や行動、習慣やしきたりの中には未だ、差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、このことが男女共同参画社会を形成するうえで、もっとも大きな影響を与えています。
- 男女共同参画社会の実現をめざし、「男だから」「女だから」という固定的な考え方にしばられず、人間として一人ひとりが尊重され、ともに支えあえる社会を築いていくことが大切です。

【具体的な施策】

取組み	内容
①「原村女性団体連絡協議会」の活動支援の推進	・引き続き原村女性団体連絡協議会の活動支援の推進を図ります。
②各種研修機会への参加推進と男女共同参画基本計画の推進	・関係団体等への積極的な参加を図ります。 ・計画推進の組織体制の整備を図ります。
③女性の社会的地位の向上	・村内企業等の女性管理職比率について、女性活躍推進法で定める30%を目指します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
原村女性団体連絡協議会の学習機会の回数	15回	18回

(2-7-1)

第7項 本村への若い人の流れをつくる村づくり

1. 移住・定住促進事業（重点施策）

【4年後のめざす姿】

- 人口減少、少子高齢化対策の総合的な戦略として、本村で育った若者の定住やUターン、他の地域からの若者移住を促進します。
- 諏訪広域や八ヶ岳定住自立圏と連携して移住推進に取り組み、地域の人口確保に努めます。
- イベントの開催やボランティア活動の活性化等により移住者と住民の交流と助け合いの場を増やします。
- 原村の自然や伝統文化、観光やイベント情報など地域の魅力を広く発信し、移住交流人口や、関係人口の増加につなげます。

【現状と課題】

- 本村は、大都市圏からシニア層を中心とした移住が多い傾向にありましたが、近年は子育て世代の移住も増加しています。移住者の中には芸術家やクラフトマン、その他各種技術の保有・経験者も多く、村の大きな人的財産となっています。
- 原村で育った若者が就学・就業で村外に多く転出しています。自立し持続可能な社会を構築していくためには、本村で育った若者の定住、他の地域からの若者移住を促進し、少子高齢化を抑え人口増加につなげていくことが大きな課題となっています。
- 移住者と住民との交流が地域コミュニティ形成や村の活性化のために求められています。

(年) (項目)	目標	達成状況
人口	81	78

【具体的な施策】

取組み	内 容
①田舎暮らし現地見学会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・村の現状を知ってもらうため、田舎暮らし現地見学会を開催します。 ・農業就業希望者を対象とした体験型見学会を開催します。
②若者 U ターン支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・原村出身の若者のUターン者等を対象に、住宅取得や就業を助成する制度を検討します。
③広域移住相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・諏訪圏及び八ヶ岳定住自立圏の各市町や民間団体と連携して移住相談窓口の開設や合同セミナーの開催等移住促進を図ります。
④原村版CCRC*事業	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代、高齢者、移住者の多様な人との交流を通じて、農業や福祉等の多様な分野の技術・知識・経験を発信・吸収する場の確保を目指します。
⑤村の魅力の再発見事業	<ul style="list-style-type: none"> ・村内の移住経験者とのつながり方を検討し、具体的な移住要件の把握と、これに応じた施策の検討を図ります。 ・本村にある八ヶ岳中央農業実践大学校や近隣市町村の学生などに向け、原村の魅力についての情報発信を検討します。
⑥地域おこし協力隊の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部の若者を受入れ、特産品開発やブランド化等に協力してもらい若者が移住しやすい村づくりを推進します。 ・観光・イベント、生活関連情報等を若者目線で広く発信し、観光客や移住者の増加を図ります。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
移住促進事業による年間移住者数	28人	30人

【用語の説明】

※ CCRC…「Continuing Care Retirement Community」の略称で、高齢者が健康で地域コミュニティへ積極的に参加する生活を送り、医療・介護が必要な時には、継続的なケアを受けることができる地域社会

(3-1-1)

第3節 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり

第1項 地域で支え合い健やかに生きる

1. 健康づくりの推進（重点施策）



【4年後のめざす姿】

- ころも体もいきいきと暮らせるよう健康寿命（健康で自立した生活ができる期間）の延伸を目指します。
- 「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、住民主体の健康づくりの活動を支援し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ります。

【現状と課題】

- 生涯を通して健康でいきいきと暮らしていくことが重要となっています。そのため、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒・歯の健康に関する生活習慣の改善が図れるように取り組んでいます。しかし、社会環境や食生活の変化等により、がんや心疾患、糖尿病等が増えています。
- 乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの推進が必要です。
- 特定健診の受診率は低く、目標には達していません。特に若い世代は健康への関心が比較的低い傾向にあり、健診やがん検診の受診率が低い状況です。若いころからの生活習慣を見直すとともに、健診により病気の早期発見、早期治療に結びつけていくことが重要です。

【具体的な施策】

取組み	内容
①各種健診・検診の受診率向上	・ 特定健診や住民健診、がん検診への受診勧奨に努めます。 ・ 健診体制の整備を進めます。
②乳幼児期からの正しい食生活の普及	・ 乳幼児期から食育に取り組み、食事バランスガイドなど正しい知識の普及に努めます。
③運動の機会の提供と環境整備	・ ウォーキング教室や体操教室を開催します。 ・ ウォーキングコースの活用を進めます。
④こころの病気を理解しあえる地域づくりの推進	・ こころの健康に関する広報や講演会を開催します。 ・ 相談体制の充実を図ります。
⑤喫煙・飲酒の健康被害の知識の普及	・ 喫煙や飲酒による健康被害について広報等で周知します。
⑥歯科知識の普及啓発	・ ライフステージに合った歯科保健に取り組めます。
⑦住民主体の健康づくりの推進	・ 地区組織、保健補導員部会、食生活改善部会、母子愛育部会の活動を支援します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
特定健診受診率	42.1%	60.0%

(3-1-2)

2. 地域医療の充実



【4年後のめざす姿】

- 病院と診療所の連携を強化し、医療体制の充実を図ります。
- 医療だけでなく、保健・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアの推進を図ります。
- 村内医療機関において地域に密着した医療を提供し、住民の健康増進に取り組めます。

【現状と課題】

- 村内の医療機関は、一般診療所は3か所、歯科診療所が3か所、保険調剤薬局が1か所と、施設設備等は充実してきました。圏域の中核病院と診療所との連携が強化され、医療受給体制は確立されつつあります。
- 地域医療を推進していくためには、疾病の予防活動・早期発見・早期治療の健康管理体制の充実、高齢化社会に向けた在宅ケアの推進が必要です。そのため、医療だけでなく、保健・福祉・介護の分野との連携のもと広域的に進める必要があります。
- 村内の医療機関は住民の生涯にわたる、かかりつけ医としての役割を担っています。地域に密着した医療を提供し、住民の健康増進が図れるような取り組みをしていくことが重要です。

【具体的な施策】

取組み	内容
①医療機関相互の連携による医療体制の充実	・医療機関相互の連携で、それぞれの医療機関の専門分野を生かした診療体制の充実を図ります。
②地域包括医療の推進	・医師会との協力のもと、医療と介護の連携強化を図ります。 ・原村地域包括医療推進協議会において協議します。
③地域に密着した医療の提供	・国保診療所の安定した運営を継続します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
地域包括医療推進協議会の開催	年4回	年5回

(3-2-1)

第2項 きめ細やかな高齢者福祉の推進



1. 在宅生活を継続するための支援（重点施策）

【4年後のめざす姿】

- 地域包括支援センターが中心となり、できる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように、医療・介護・生活支援等が一体的に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 安心と自立した生活を継続できるように、高齢者のニーズに合わせて必要な介護サービスや生活支援サービスの質と量が確保できるように努めます。
- 住民同士の支え合い、助け合いのネットワークづくりを進めます。
- 認知症高齢者が医療・介護・福祉の連携や地域住民の理解や協力による支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

【現状と課題】

- 本村の令和2年の高齢化率は35.0%で、今後も高齢化の進行が見込まれます。それに伴い、一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症の高齢者、要介護認定者が増加しています。そのため、住み慣れた地域のなかで一人ひとりに適した介護サービス・福祉サービスを受けながら、自立した生活ができるような環境づくりや生活支援事業の充実が求められています。
- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を担う機関としての役割を持っていますが、広く周知されていないのが現状です。地域包括支援センターの認知度を高めて、地域との関係強化を図ることが必要です。
- 身近な地域で日常的に支援していくために、隣近所の住民や地域での支え合いネットワークづくりが重要です。
- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は増加傾向です。そのため、地域全体で認知症高齢者を見守り、認知症高齢者とその家族を支援する体制づくりを進める必要があります。

【具体的な施策】

取組み	内容
①生活支援サービスの充実	・サービスの見直しや拡充に努めます。 ・生活支援サービスを推進する「生活支援コーディネーター」の増員に努めます。
②地域包括支援センターの機能強化	・高齢者の総合相談窓口として、周知に努めます。 ・地域包括支援センターが中心となり、保健・医療・介護・福祉の分野と連携し、高齢者の様々な相談に応じる体制の充実を図ります。
③地域の支え合いネットワークづくりの推進	・多職種による個別ケース会議・地域ケア会議を開催します。 ・高齢者福祉ガイドブック「高齢者おたすけまっぷ」を定期的に更新します。
④認知症高齢者支援の推進	・認知症サポーターの養成を進めます。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
認知症サポーター登録人数	467人	550人

(3-2-2)

2. 高齢者の健康づくりと介護予防の推進



【4年後のめざす姿】

- 「健康で長生き」を目指し、生活習慣の改善に取組み、健康の維持増進を図ります。
- 高齢者ができるだけ要支援・要介護状態にならず、また、要介護状態の軽減、悪化の防止を図ります。
- 認知症対策を推進します。
- 高齢者が培ってきた知識や経験を活かし、積極的に就業や社会活動等の社会参加ができる環境づくりを進めます。

【現状と課題】

- 生涯現役で高齢者が地域活動や働き続けられる環境の整備が必要です。
- 高齢期は、けがや病気が原因で要介護状態になる人も少なくありません。健康の維持・増進を進めるため、健診や健康教室、介護予防教室等の充実を図る必要があります。
- 認知症高齢者は増加傾向です。認知症への対応は早期発見が重要となるため、認知症専門医や医療機関との連携を図ることが重要です。
- 60代、70代の高齢者の多くは、要支援・要介護状態に至っておらず、社会参加できる機会を増やすことが、生きがいづくり、介護予防につながります。

【具体的な施策】

取組み	内容
①健康づくりの推進	・健診の受診勧奨を行い、健診結果に基づき、健康教育、健康相談を行います。
②介護予防の推進	・介護予防事業の充実を図ります。 ・地域住民による自主活動を支援します。
③認知症対策の推進	・医療機関と連携し、認知症相談体制の拡充を図ります。 ・認知症予防に向けた健康づくりを推進します。
④生きがいづくりの推進	・シルバー人材センターなどを通して、就労の支援を進めます。 ・ボランティアの育成、活動の推進を図ります。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
介護予防教室延参加者数	2,216人	3,000人

第3項 障がい者の自立と社会参加の促進



1. 障がい者に対する理解の促進

【4年後のめざす姿】

- 障がい者に対する理解の促進と情報提供の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を図りながら、きめ細やかな相談体制を構築します。
- 災害時や緊急時における障がい者を含む要援護者のため、地区ごとのマニュアルづくりを地区や関係機関等と連携して手あげ方式の支え合いマップと要援護者名簿づくりを進めます。
- 障がい者が地域で快適に暮らせるよう、住宅や公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。
- 障がい者を取り巻く様々な問題について本人の意見を聴く機会を確保し、施策への当事者参加を促進し、福祉の村づくりを進めます。

【現状と課題】

- 障がい者に対する理解を広げていくため、村の広報誌や有線放送等を活用して啓発・広報活動を行うとともに、小中学校や社会福祉協議会で福祉体験を通じて福祉教育を推進してきました。
- 今後は、様々な機会をとらえ啓発活動や交流活動をより一層推進するとともに、保育所、小中学校、中央公民館、社会福祉協議会等と連携し、一貫した福祉教育を推進するためのプログラムの構築と、障がい者の人権擁護の推進が求められています。
- 障がい者や障がい児に関する各種相談は、地域福祉センターや保健センターで保健師や担当職員が応じています。地域福祉センター等に来所できない場合は、訪問相談や電話相談も行っています。近年は、幅広い相談内容のため、諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスなどの関係機関と連携して対応しています。
- さらに、できるだけ住み慣れた地域で快適に生活できるよう、住宅改修が必要となった場合にはバリアフリー建築の専門家の派遣や、改修にかかる費用の一部を助成しています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①障がい者に対する理解の促進と人権擁護の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発・広報活動を進め、小中学校と連携し体験学習や交流活動の一層の推進を図るとともに、障がい者の人権擁護啓発を図ります。 ・各種広報媒体を活用して新しい情報を提供します。 ・諏訪6市町村と関係機関で、障がい者差別解消支援地域協議会を立ち上げ、障がい者の差別について検討します。
②きめ細やかな相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉センターや保健センターでの各種相談や訪問相談を引き続き実施しながら、民生児童委員やこども・家庭相談員、諏訪圏域障害者総合支援センター等と協働し、相談ネットワークを充実します。 ・障がい児については、将来にわたっての見通しが持てるような相談活動の推進を行います。
③住みよい福祉の村づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係機関と連携を図り、災害時要援護者避難支援プランに基づいた避難訓練を実施します。 ・障がい者施設と地域等の交流促進に努め、ボランティア活動の支援に努めます。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
地域活動支援センターでのボランティア受け入れ	0人	1人以上/月平均



2. 福祉の充実による生活支援と社会参加の促進

【4年後のめざす姿】

- 乳児期から幼児教育・保育・学校教育における一貫した療育支援体制の整備を図ります。
- 3歳未満児の母子通園実施に向けた検討を行います。
- 健診の推進や健康づくり施策の充実を図ります。
- 多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図ります。
- 就労の促進や社会参加への支援を実施します。

【現状と課題】

- 乳幼児健診等により助言等が必要と思われる乳幼児に対して、村内での支援体制が取れていないことから保健福祉事務所や医療機関等関係機関と連携をとりながら個別支援を行い、障がいの実態に応じて保健福祉事務所や通所施設等を紹介しています。
- 乳幼児から学齢期への移行段階では、教育支援委員会を開催し、医学、心理学、教育学の専門家や関係機関、保護者等の意見を聴いて障がいの種類や程度に応じた適切な就学を推進しています。
- 学校教育においては、障がいの状態に応じて学級間交流や副学籍による交流も行っています。なお、乳幼児期からの情報共有による一貫した支援体制は今後も充実を図っていく必要があります。
- 村では、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、障がい者が地域で安心して生活を送ることができる地域社会を目指して、障害者総合支援制度において、ホームヘルプサービスやデイサービス、短期入所事業をはじめ、補装具や日常生活用具の給付、在宅介護を補う日中一時支援事業を行っているとともに、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう就労支援を行っています。障がい者の経済的負担を軽減するための医療費の無料化や在宅介護者への重度心身障がい者福祉年金（介護慰労金）の支給等も行ってきました。
- 平成27年度からは、障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者は、個々に応じたサービスなど利用計画を相談支援専門員が作成しサービス提供事業者との連絡調整とそれぞれの相談に対してのアドバイスを受けられます。
- 障がい者の就労対策については、公共職業安定所や県、諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターすわーくらいふと連携を図って取り組んでいます。
- 障がい者の就労機会の確保と社会参加の促進を図るために、地域活動支援センターの開設、精神障がい者社会復帰施設の運営費負担、通所者に対する通所補助、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施しています。
- 障がい者の社会参加の促進においては、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施し、外出しやすい環境を整えるとともに、多くのスポーツやレクリエーション、文化活動に接することができるよう、社会参加の機会を増やすよう努めてきました。

〔具体的な施策〕

取組み	内容
①障がいの早期発見・早期対策と療育・保育・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・健診や保育所・幼稚園での早期支援に努めるとともに、保育所での受入れ環境を整えることはもとより、3歳未満児の母子通園実施に向けた検討を行います。 ・小・中学校では、関係機関と連携をし、障がい種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた教育課程の再編と指導方法の工夫に努めます。 ・引き続き近隣市町と連携し諏訪養護学校学童クラブの受入れを進めます。
②保健・医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な医療を必要とする難病患者や障がい者に対しては、医療機関と連携を図り、適切に対応します。
③生活を支える福祉サービスの充実と福祉制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活と社会生活を支援する在宅支援サービスや施設福祉サービス、就労支援サービス、地域生活支援事業の充実に努めます。 ・障がい者が様々なサービス情報を入手できるような支援を行います。
④就労の促進や社会参加に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所等の関係機関と連携して村内事業所への障がい者雇用の啓発を行うとともに、労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者との連携による障がい者の就労支援を推進します。 ・地域活動支援センターの運営については、運営内容の充実に努めます。 ・社会参加を促進するために、外出支援事業、重度心身障がい者等タクシー利用料金助成や福祉輸送サービスを引き続き実施します。 ・障がいのある人もない人も、地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、広報・啓発活動を一層推進するとともに、余暇活動を支援します。

〔施策の達成指標〕

項目名	現状値	目標値（令和6年）
障がい者就労施設等からの物品等の調達額	770,420 円	800,000 円以上／年

(3-4-1)

第4項 結婚・出産・子育てできる環境づくり



1. 結婚活動のサポート

【4年後のめざす姿】

- 「ながの結婚マッチングシステム」への登録を推進し、他市町村の独身者とのマッチングすることで出会いの機会を全県に広げます。
- 結婚相談がしやすい環境を整え、支援します。
- 村内だけでなく、諏訪広域連合や八ヶ岳定住自立圏域と連携し、婚活イベント案内や参加の呼びかけを行い、出会いの場の創出を支援します。

【現状と課題】

- 結婚活動推進事業は、男女ともに晩婚化や未婚率が増加し独身者数が上昇傾向にある現状のなか、少子高齢化対策や農業後継者対策として、村内の独身男女が「結婚」を前向きにとらえられるような意識改革に重点を置き、積極的に結婚活動への道を導かせるための支援として平成22年度より行っています。
- 「HARA・TRENDY CLUB」・「原村マリッジサポートセンター」が結婚活動の支援に取り組んでいますが、登録者は少数です。
- 「原村結婚相談所」を開所し、結婚相談員が結婚に対するアドバイスや登録者同士のマッチングなどを行っています。
- 長野県で行っている「ながの結婚マッチングシステム」は、結婚支援を行う市町村や各種団体のネットワークにより、全県的にマッチングできるもので、近年登録者も増加しています。
- 結婚相談では、専属的に取り組める相談員の配置が急務となっています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①相談員の育成	・専門の結婚相談員を育成します。
②日常的な相談体制の見直し	・利用者にとって相談しやすい体制を検討します。
③出会いイベントの開催	・広域的な連携によりイベントを開催し、積極的な参加を推進します。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
結婚相談所の開催	月1回（日曜日）	月2回



2. 妊娠・出産・育児の切れ目のない子育て支援の推進

【4年後のめざす姿】

- 安心して子どもを産み育てられるよう関係機関が連携して、妊娠・出産・育児の切れ目のないきめ細やかな支援体制の充実を図り、子育て中のさまざまな悩みや負担の解消ができるよう相談体制を整えるとともに、身近な場所での親子同士の交流や情報交換の機会を提供します。
- 高齢者や学生など地域の人々との交流や、ボランティア活動など地域全体で子育て支援を推進します。
- 母子保健事業やカウンセラーの配置等を通し、親子の交流や仲間作りを促進し、こころの健康づくりを進めます。

【現状と課題】

- 子どもが健やかに育つことは親の願いであり、次代を担う子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境づくりは、重要な課題です。
- 本村の出生数は年々減少しています。そのなかで、育児力の低下や核家族化等により育児に不安のある保護者が増え、育児相談数は年々増加しています。子育てに対する不安を取り除くため、妊娠出産から子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行う体制づくりの推進が重要です。
- 健康づくりは、健康管理システムにより、健診や予防接種について経年的に管理できるようになりました。親子のこころと体の健康管理について、保健師や栄養士、他の関係する多くの職種と連携しながら支援していく必要があります。また、18歳までの子どもを対象に医療費の無料化を行い、経済的支援を図っています。
- 少子化や核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなっているなか、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念され、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。子ども・子育て支援新制度に基づき、「原村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組んでいます。
- 子ども同士の交流や地域の大人との交流の機会が少なくなり、自立心や思いやりの心、人との関係を築く力が育ちに弱くなっています。

【具体的な施策】

取組み	内容
①妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進と経済的支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムを活用し、経年的に親子の健康管理を行い、健康づくりに努めます。 ・保健師、保育士、教師等関係する職種と情報共有、連携して支援していく体制を強化します。 ・妊婦・産婦健診の公費負担、不妊・不育症治療費の一部助成を継続します。 ・産婦の育児に対する不安を軽減することを目的に、産後ケア事業を推進します。
②悩みや不安に対する育児相談体制の充実と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・小中学校に専門カウンセラーを派遣する「心の相談員事業」を継続します。不登校児童生徒対策として近隣の中間教室やフリースクールとの連携を密にし、実情に応じた対応を行います。 ・非行や児童虐待防止に向けて、効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の一層の取組みを図ります。
③子育て支援サービスの充実と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園のお子さんの保護者のレスパイト*としての「子育て塾」、3歳になる前のお子さんの保護者へ向けた「ケアプログラム」、保育所での「参加保育」など子育てに関する学習機会の充実を図り、親の子育て力を高めるとともに家庭における親子のふれあいの充実を推進します。 ・子育てサロンの開所日数と時間を拡大し、子育て中のさまざまな悩みや負担の解消ができるよう相談体制を整えるとともに、身近な場所での親子同士の交流や情報交換の機会を提供し、支援体制の充実を図ります。
④住民との協働による子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育て家庭を見守り支える地域社会づくりに向けて、社会福祉協議会と連携して子育てを含むボランティアの育成支援をします。 ・子ども・子育て支援センター開設に合わせ、地域住民による子育て支援を促進するため、保護者に代わって子どもを預ったり、保育所等への子どもの送り迎えを行うなど、会員組織による相互援助活動事業（子ども・子育て支援新制度に基づいたファミリーサポートセンター事業）を実施します。 ・また保育所では、引き続き高齢者や学生とのふれあい保育を充実し、地域の人々との交流を図ります。

【用語の説明】

※ レスパイト… 休息、息抜き、一時的中断のこと。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
育児相談件数	208件／年	270件／年
子育てサロンの開設	3日／週	5日／週

(3-4-3)



3. 子育てがしやすい環境づくり（重点施策）

【4年後のめざす姿】

- 子育て家庭に対する経済的支援を行います。
- 男性も女性も働きながら子育てができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できる環境づくりを進めます。
- 核家族化や少子化の進行により、保育ニーズは多様化しており3歳未満児の保育所への入所希望が増加しているため、柔軟に対応できるよう、保育施設及びサービスの拡充に努めます。
- 保育施設が老朽化してきているため、適切な維持管理に努めるとともに安全で安心して使用できる施設・環境整備に努めます。
- 共働きなどで昼間保護者のいない児童を対象に、学童クラブや原っ子広場を行っていますが、児童館を含め、その方向性を検討します。

【現状と課題】

- 子育て家庭への経済的支援として、18歳までの子どもの医療費の無料化や小中学生の遠距離通学補助等を行っています。ひとり親家庭に対しては、保健福祉事務所と連携し、子育て・生活相談に応じながら、自立を支援しているほか、医療費負担を軽減するため、18歳までの児童及びその保護者の医療費の無料化、児童激励金として18歳までの児童一人当たり年1万円の支給等を行っています。令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化、低所得者層の保育所の副食費免除を行っています。
- 男女とも就業率は高く、結婚や出産後も多くの女性が仕事を続けています。
- 男性も女性も働きながら子育てをすることができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できるような環境づくりを進める必要があります。
- 保育所では、3歳未満児保育、延長保育や一時保育、障がい児保育等を、幼稚園では預かり保育や教育相談等の子育て支援事業を実施しています。
- 家庭と社会のつながりの希薄化や核家族化の進行及び離婚の増加等により、子育ての負担感、不安感や養育費の軽減等、子育て家庭への支援が必要となっています。
- 保育施設の老朽化により補修や改修が必要になってきています。
- 少子化と保育ニーズの変化により、入所希望児数が3歳未満児は増え、3歳以上児は緩やかに減少しています。加えて発達に特性のあるお子さんへの対応にも苦慮する中、幼児教育・保育を総じて検討する必要があります。

【具体的な施策】

取組み	内容
①子育て家庭への経済的支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども医療費特別給付金」の継続や幼児教育・保育の無償化、低所得者層の保育所の副食費免除、小中学校の遠距離通学補助等を実施します。 ・「ひとり親家庭等児童激励金」や「ひとり親家庭等医療費特別給付金」の支給を実施します。
②保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度により保育時間が11時間となりました。現在行っている3歳未満児保育、病児保育・病後児保育、早朝・延長保育、一時保育、障がい児保育等の保育サービスを継続し、拡充に努めます。 ・異年齢交流の活動や季節の行事等、保育内容の充実、質の向上に努めます。
③子ども子育て支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての家庭における親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくし、育児不安等の相談、育児講座、子育てサークルの支援、子育て中の親子交流等を総合的に行う「子ども子育て支援センター」を設置します。
④保育施設の適切な改修と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設が老朽化してきているため、適切な維持管理に努めるとともに安全で安心して使用できる施設・環境整備に努めます。
⑤保育所の大規模改修または建て替えの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化した保育ニーズや3歳未満時の入所希望増加にあった保育施設整備に向け、大規模改修や建て替え、私立保育園や認定こども園の誘致も含めて検討を進めます。

【施策の達成指標】

項目名	現状値	目標値（令和6年）
子ども子育て支援センターの設置	検討中	開設